

「架空請求はがき」の相談が増加しています

昨年の11月ごろから、架空請求はがきに関する相談が増え始め、今年に入ってからすでに30件の相談が寄せられており、2か月間で前年同期比の5倍となっています。こうした手口は今から7～8年前に県内でも3千件近い相談が寄せられていました。その後、さまざまな啓発活動等により、架空請求の手口が知られるようになり一旦は沈静化しましたが、また増加傾向にあります。本人にとっては全く身に覚えのない請求ですが、中には公的機関を装ったり、裁判、差し押さえなど、法律の専門用語をちりばめた文面に不安を抱き業者に連絡してしまったという方もいます。

事例1

「支払催促内容通知」と書かれたはがきが届いたが過去に請求を受けた覚えもなく、もちろん身に覚えもない。問い合わせるようがあるが、相手の素性がわからず電話をかけるべきかどうか躊躇している。
(68歳 女性)

事例2

以前、訪問販売で購入した商品の代金が未払いで、放置すると訴訟すると書かれたはがきが届いた。訪問販売でものを買ったことはないが、連絡するべきか。(71歳 女性)

事例3

公的な機関を名乗って3年前に死亡した父宛に内容確認通知書が届いた。債務不履行で裁判所に訴状申請されたとのことだが、どうしたらよいか。(60歳 男性)

アドバイス

請求はがきの差出人は債権回収会社や公的機関と同一または類似の名称を名乗ったり、非営利団体であるかのように名称を名乗ったりしています。また、勤務先を調査する、給与を差し押さえるなどの不安をおおるような言葉が書いてあることもあり、つい連絡先に電話してしまう人もいます。住所や氏名の個人情報のほか新たに電話番号を相手に知らせることになり、裁判の取り下げ金を名目に金銭を要求したり、別の手段で請求を受ける可能性もあるので、個人的な情報を伝えることは絶対にやめましょう。一方、裁判所からの支払督促や少額訴訟の呼び出し状と思われる場合は、放置せずすぐにお近くの消費生活相談窓口へご連絡ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

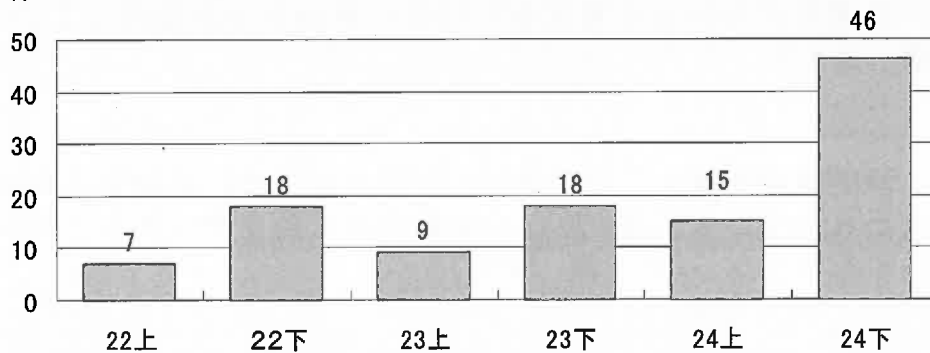
土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H25.3.26 岐阜新聞

件 架空請求はがき等に関する年度別相談件数(平成22年度上半期～24年度下半期)



※24下は平成25年2月末まで